

岩美町公告第32号

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）
第19条第1項の規定に基づく岩美町地域計画の変更案を作成したので、農業経営基盤
強化促進法第19条第7項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和8年9月10日

岩美町長 長 戸 清



1 地域計画の変更案を作成した地区

- (1) 浦富地区
- (2) 本庄地区

2 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年9月10日
至 令和8年9月24日

3 地域計画の変更案の縦覧場所

- ・鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1 岩美町役場農林水産課
- ・岩美町ホームページ

4 意見書の提出について

利害関係者は、当該地域計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出することができる。

意見書は、岩美町農林水産課に持参又は郵送の方法により提出するものとする。